

<p>員の数又は資本金額若しくは払込 済出資総額の許可をすること。 ロ 法第十条第二項の規定により、 同条第一項に規定する期間の延長 をすること。 ハ 法第十二条第一項の規定によ り、負担金の許可をすること。 ニ 法第四十六条第二項の規定によ り、定款の変更の認可をすること。 ホ 法第五十七条の規定による収支 決算等の報告を受け受理すること。 ヘ 法第五十八条第一項の規定によ り、商工会議所から報告を徴し、 又はその職員をして必要な物件を 検査させること。 ト 法第五十九条第一項の規定によ り、警告を発し、及び業務の一部 の停止の処分をすること。</p>	<p>十略 十の二 中小小売商業振興法(昭和四 十八年法律第百一十号、以下この号に おいて「法」という。)に基づく事務 のうち次に掲げるもの イ 法第四条第一項から第三項まで 及び第六項の規定により、認定を すること。 ロ 法第十三条第一項の規定によ り、報告を求めること。 ハ 中小小売商業振興法施行令(昭 和四十八年政令第百八十六号、 二において「政令」という。)第九 条第一項の規定により、認定をす ること。 ニ 政令第九条第二項の規定によ り、認定を取り消すこと。</p>	<p>十の三 商工会及び商工会議所による 小規模事業者の支援に関する法律 (平成五年法律第五十一号、以下こ の号において「法」という。)に基づ く事務のうち次に掲げるもの イ 法第五条第一項の規定により、 基盤施設計画の認定をすること。</p> <p>佐賀市 伊万里市</p>
<p>十略</p>	<p>十略</p>	<p>十略</p>
<p>ロ 法第六条第一項の規定により、 基盤施設計画の変更の認定をす ること。 ハ 法第六条第二項の規定により、 基盤施設計画の認定を取り消すこ と。 ニ 法第十八条第一項の規定によ り、連携計画の認定をすること。 ホ 法第十九条第一項の規定によ り、連携計画の変更の認定をす ること。 ヘ 法第十九条第二項の規定によ り、連携計画の認定を取り消すこ と。 ト 法第二十二條第一項の規定によ り、報告を求めること。</p> <p>十一〜十二略 十三から十五まで 削除</p>	<p>十六 国有財産法(昭和二十三年法律 第七十三号)に基づく事務のうち、 河川法(昭和三十九年法律第六十 七号)第百条第一項の規定により同 法の規定が準用される河川の用に供 されている国有財産について境界を 確定すること及び国有財産法第三十 一条の二の規定により他人の占有す る土地に立ち入らせること。</p> <p>各市 諸 富町 川 副町 東 与賀町 久保田町 神崎町 千代田 町 三田 川町 東 脊振村 上峰町 みやき町 七山村 玄海町</p>	<p>各市 諸 富町 川 副町 東 与賀町 久保田町 神崎町 千代田 町 三田 川町 東 脊振村 上峰町 みやき町 七山村 玄海町</p>
<p>十一〜十二略 十三及び十四 削除</p> <p>十五 国有財産法(昭和二十三年法律 第七十三号)に基づく事務のうち、 道路法(昭和二十七年法律第百八十 号)第三条第四号に規定する市町村 道の用に供されている国有財産につ いて境界を確定すること及び国有財 産法第三十一条の二の規定により他 人の占有する土地に立ち入らせるこ と。</p>	<p>十六 国有財産法に基づく事務のう ち、河川法(昭和三十九年法律第百 六十七号)第百条第一項の規定によ り同法の規定が準用される河川の用 に供されている国有財産について境 界を確定すること及び国有財産法第 三十一条の二の規定により他人の占 有する土地に立ち入らせること。</p> <p>各市 諸 富町 川 副町 東 与賀町 久保田町 神崎町 千代田 町 三田 川町 東 脊振村 上峰町 みやき町 七山村 玄海町</p>	<p>各市 諸 富町 川 副町 東 与賀町 久保田町 神崎町 千代田 町 三田 川町 東 脊振村 上峰町 みやき町 七山村 玄海町</p>

<p>十七(二十一)略</p> <p>二十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(一)以上の市町の区域にまたがる事務を除く。</p> <p>イ 法第二十六條第一項に規定する試掘等の許可をすること。</p> <p>ロ 法第二十九條第一項の規定により、開発行為の許可をすること。</p> <p>ハ 法第三十四條第九号の規定による既存の権利者からの届出を受理</p>	<p>十六の二 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七條第二項の規定により、同條第一項の規定による措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>ロ 法第七條第三項の規定により、同條第一項の規定による措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収すること。</p> <p>ハ 法第七條第四項の規定により、違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させること。</p> <p>ニ 法第八條第三項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を売却すること。</p> <p>ホ 法第八條第四項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を廃棄すること。</p>	<p>佐賀市</p> <p>有田町 北方町 江北町 白石町 太良町</p>
<p>十七(二十一)略</p> <p>二十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(一)以上の市町の区域にまたがる事務を除く。</p> <p>イ 法第二十九條第一項の規定により、開発行為の許可をすること。</p> <p>ロ 法第三十四條第九号の規定による既存の権利者からの届出を受理</p>		<p>佐賀市</p> <p>有田町 北方町 江北町 白石町 太良町</p>
<p>イ 法第三十五條第二項の規定による開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第三十六條第一項の規定による工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>チ 法第三十六條第二項の規定により、工事の検査をし、及び検査済証を交付すること。</p> <p>リ 法第三十七條第一号の規定により、建築物の建築又は特定工作物の建設に関し、支障がないと認めること。</p> <p>ヌ 法第三十八條の規定による工事の廃止の届出を受理すること。</p> <p>ル 法第四十一條第一項の規定により、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限を定めること。</p> <p>ロ 法第四十二條第二項ただし書の規定により、建築物の新築等の許可をすること。</p> <p>カ 法第四十二條第二項(法第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三條第二項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定により、国が行う行為について協議をすること。</p> <p>コ 法第四十三條第一項の規定により、建築物の新築等の許可をすること。</p>	<p>イ 法第三十四條第十号の規定により、開発審査会の議を経ること。</p> <p>ロ 法第三十五條の二第一項の規定により、開発行為の変更の許可をすること。</p> <p>ハ 法第三十五條の二第三項の規定による開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>ト 法第三十六條第一項の規定による工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>チ 法第三十六條第二項の規定により、工事の検査をし、及び検査済証を交付すること。</p> <p>リ 法第三十七條第一号の規定により、建築物の建築又は特定工作物の建設に関し、支障がないと認めること。</p> <p>ヌ 法第三十八條の規定による工事の廃止の届出を受理すること。</p> <p>ル 法第四十一條第一項の規定により、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限を定めること。</p> <p>ロ 法第四十二條第二項ただし書の規定により、建築物の新築等の許可をすること。</p> <p>カ 法第四十二條第二項(法第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三條第二項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定により、国が行う行為について協議をすること。</p> <p>コ 法第四十三條第一項の規定により、建築物の新築等の許可をすること。</p>	<p>有田町 北方町 江北町 白石町 太良町</p>
<p>カ 法第四十三條第一項の規定により、建築物の新築等の許可をすること。</p>	<p>イ 法第三十四條第十号の規定により、開発審査会の議を経ること。</p> <p>ロ 法第三十五條の二第一項の規定により、開発行為の変更の許可をすること。</p> <p>ハ 法第三十五條の二第三項の規定による開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>ト 法第三十六條第一項の規定による工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>チ 法第三十六條第二項の規定により、工事の検査をし、及び検査済証を交付すること。</p> <p>リ 法第三十七條第一号の規定により、建築物の建築又は特定工作物の建設に関し、支障がないと認めること。</p> <p>ヌ 法第三十八條の規定による工事の廃止の届出を受理すること。</p> <p>ル 法第四十一條第一項の規定により、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限を定めること。</p> <p>ロ 法第四十二條第二項ただし書の規定により、建築物の新築等の許可をすること。</p> <p>カ 法第四十二條第二項(法第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三條第二項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定により、国が行う行為について協議をすること。</p> <p>コ 法第四十三條第一項の規定により、建築物の新築等の許可をすること。</p>	<p>有田町 北方町 江北町 白石町 太良町</p>

<p>タ 法第四十五条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認をすること。</p> <p>レ 法第五十二条の二第一項(法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定により、土地の形質の変更等の許可をすること。</p> <p>ソ 法第五十三条第一項の規定により、建築物の建築の許可をすること。</p> <p>ツ 法第五十五条第一項の規定により、土地の指定をすること。</p> <p>ネ 法第五十五条第二項の規定により、土地の指定等の申出を受理すること。</p> <p>ナ 法第五十五条第三項の規定により、土地の指定を申し出た者を土地の買取りの申出等の相手方として定めること。</p> <p>ヲ 法第五十六条第一項の規定により、土地を買い取ること。</p> <p>ム 法第五十六条第三項の規定により、土地を買い取らない旨を通知した旨の通知を受理すること。</p> <p>ウ 法第五十七条第二項の規定により、届出を受理すること。</p> <p>キ 法第五十七条第三項の規定により、土地を買い取るべき旨の通知をすること。</p> <p>ク 法第五十七条第四項の規定により、土地を買い取らない旨の通知をすること。</p> <p>オ 法第六十五条第一項の規定により、土地の形質の変更等の許可を行うこと。</p> <p>カ 法第八十条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすること。</p> <p>ヤ 法第八十一条第一項の規定により、許可の取消し等の処分をすること。</p>	<p>ヨ 法第四十五条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認をすること。</p>
<p>レ 法第八十一条第一項の規定により、許可の取消し等の処分をすること。</p>	<p>マ 法第八十一条第二項の規定により、同条第一項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>ケ 法第八十二条第一項の規定により、立入検査をすること。</p> <p>フ 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号)第三十六条第一項第三号ホの規定により、開発審査会の議を経ること。</p> <p>二十三〜二十七 略</p> <p>ニ 法第九条の規定により、認定事業者が有していた供給計画の認定に基づく地位を承継することの承認をすること。</p> <p>ホ 法第十条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ヘ 法第十一条第一項の規定により、供給計画の認定を取り消すこと。</p> <p>ト 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。チにおいて、「省令」という。)第一条第三号の規定により、継続的収入とすることが著しく不相当である場合における入居者及び同居者の所得金額を認定すること。</p> <p>チ 法第三条の供給計画の認定の基</p>
<p>チ 法第三条の供給計画の認定の基</p>	<p>ニ 法第九条の規定により、認定事業者が有していた供給計画の認定に基づく地位を承継することの承認をすること。</p> <p>ホ 法第十条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ヘ 法第十一条第一項の規定により、供給計画の認定を取り消すこと。</p> <p>ト 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。チにおいて、「省令」という。)第一条第三号の規定により、継続的収入とすることが著しく不相当である場合における入居者及び同居者の所得金額を認定すること。</p> <p>チ 法第三条の供給計画の認定の基</p> <p>佐賀市 鹿島市</p>
<p>チ 法第三条の供給計画の認定の基</p>	<p>ニ 法第九条の規定により、認定事業者が有していた供給計画の認定に基づく地位を承継することの承認をすること。</p> <p>ホ 法第十条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ヘ 法第十一条第一項の規定により、供給計画の認定を取り消すこと。</p> <p>ト 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。チにおいて、「省令」という。)第一条第三号の規定により、継続的収入とすることが著しく不相当である場合における入居者及び同居者の所得金額を認定すること。</p> <p>チ 法第三条の供給計画の認定の基</p> <p>佐賀市</p>

<p>二十八 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務の</p>	<p>準に係る事務で、省令で定めるもの</p> <p>二十七の三 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十一条の規定により、供給計画の認定をすること。</p> <p>ロ 法第二十三条の規定により、認定計画の変更の認定をすること。</p> <p>ハ 法第二十六条第一項の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸又は転貸の承認をすること。</p> <p>ニ 法第二十七条の規定により、報告を求めること。</p> <p>ホ 法第二十八条の規定により、認定事業者が有していた供給計画の認定に基づく地位を承継することの承認をすること。</p> <p>ヘ 法第二十九条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ト 法第四十条第一項の規定により、供給計画の認定を取り消すこと。</p> <p>チ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第十五号。リ及びヌにおいて「省令」という。)第一条第三号の規定により、継続的収入とすることが著しく不相当である場合における入居者及び同居者の所得金額を認定すること。</p> <p>リ 法第二十一条の供給計画の認定の基準に係る事務で、省令で定めるもの</p> <p>ヌ 省令第三十四条の規定により、所得の基準を定めること。</p>	<p>佐賀市 鹿島市</p>
--	---	--------------------

<p>二十八 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務の</p>	<p>準に係る事務で、省令で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------------------	-------------

<p>第二十条(佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(規制基準)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、佐賀市の区域においては、同項の規制基準(騒音に限る。)は、佐賀市長が定めるものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>(規制基準)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p>	<p>うち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五十五条第一項の規定により文化財が果に帰属する旨の通知書を交付すること。</p> <p>ロ 法第七十条第一項の規定により譲与する文化財を交付すること。</p> <p>ハ 法第一百十條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の通知書を交付すること。</p> <p>ニ 法第一百十二條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の解除の通知書を交付すること。</p> <p>ホ 法第一百八十四條の規定により佐賀県教育委員会が処理することとされている事務のうち、佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件を受理すること並びに佐賀県教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分告知書を交付すること。</p> <p>ヘ 法第一百八十八條第一項の規定により佐賀県教育委員会を経由すべき届書その他の書類及び物件を受理すること。</p> <p>ト 法第一百八十八條第三項の規定により佐賀県教育委員会を経由すべき命令、勧告、指示その他の処分告知書を交付すること。</p>
<p>うち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第六十三條の二第一項の規定により文化財が果に帰属する旨の通知書を交付すること。</p> <p>ロ 法第六十四條の二第一項の規定により譲与する文化財を交付すること。</p> <p>ハ 法第七十條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の通知書を交付すること。</p> <p>ニ 法第七十一條第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の解除の通知書を交付すること。</p> <p>ホ 法第九十九條の規定により佐賀県教育委員会が処理することとされている事務のうち、佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件を受理すること並びに佐賀県教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分告知書を交付すること。</p> <p>ヘ 法第一百三條第一項の規定により佐賀県教育委員会を経由すべき届書その他の書類及び物件を受理すること。</p> <p>ト 法第一百三條第三項の規定により佐賀県教育委員会を経由すべき命令、勧告、指示その他の処分告知書を交付すること。</p>		

<p>第四十五条 略</p> <p>(検査)</p> <p>2、4 略</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、佐賀市の区域においては、同項の規定による立入検査の権限は、佐賀市長が行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>第四十五条 略</p> <p>(検査)</p> <p>2、4 略</p>
--	---

第三条(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後		改正前
<p>第三十二条(事務処理の特例)</p> <p>第二十二條 佐賀市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>第五條第一項(各号列記以外の部分に限る。)</p> <p>及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十五條並びに第十五條の二第二項</p>	<p>知事</p>	<p>佐賀市長</p>
<p>第十五條の二第</p>	<p>佐賀県</p>	<p>佐賀市役</p>

<p>第二十三條、第二十五條 略</p>	<table border="1"> <tr> <td>二項</td> <td>公報に掲載する</td> <td>所の掲示場に掲示する</td> </tr> <tr> <td>第十五條の二第三項及び第十五條の六</td> <td>知事</td> <td>佐賀市長</td> </tr> </table>	二項	公報に掲載する	所の掲示場に掲示する	第十五條の二第三項及び第十五條の六	知事	佐賀市長
二項	公報に掲載する	所の掲示場に掲示する					
第十五條の二第三項及び第十五條の六	知事	佐賀市長					
<p>第二十二條、第二十四條 略</p>							

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第十四号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十八号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「並びに第五条第一項」を「、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項」に改め、「第三十八條第四項」の下に「(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項により準用される場合を含む。)」を加える。

第七条中「企業職員」の下に「及び現業職員」を加え、同条を第十三条とする。

第六条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十一条 第四条の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業

職員給与条例第十八条の三の規定の適用については、同条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の読替え）

第十二条 第四条の規定により任期を定めて採用された現業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第五項の職員をいう。以下同じ。）に対する佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第五十九号）第十六条の三の規定の適用については、同条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第五条第二項中「第四条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第四条の規定」を「第七条の規定」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第九条 第四条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する県職員給与条例第四条、第四条の二、第十条、第十三条及び第十七条の六の規定の適用については、県職員給与条例第四条第六項中「十二月」とあるのは、「十二月（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）につ

いては、十二月に相当する期間）」と、県職員給与条例第四条の二中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、県職員給与条例第十条第二項第二号及び第十三条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、県職員給与条例第十七条の六中「再任用職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第六条、第六条の二、第十一條の三、第十四条及び第二十三条の二の規定の適用については、学校職員給与条例第六条第六項中「十二月」とあるのは、「十二月（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」については、十二月に相当する期間）」と、学校職員給与条例第六条の二中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、学校職員給与条例第十一條の三第二項第二号及び第十四条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第二十三条の二中「再任用職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

第四条を第七条とする。

第三条第一項中「前条各項」を「第二条各項」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「において、」の下に「第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が三年（前条に該当する場合にあっては、五年。以下

この項において同じ。)に満たない場合にあつては採用した日から三年を超えない範囲内において、」を加え、同条を第六条とする。

第二条の見出し中「任期」を「職員の任期」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限つて

従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが

当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)

第二十四条第一項の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 第六条第二項に規定する条例で定める場合は、第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しなからしとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)

2 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「という。」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加える。

第十七条の二の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条

中「職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。
別表第一中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「採用された者」の下に「並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)

4 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例(昭和三十三年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の者及び」を「の者、」に改め、「占める者」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

第三条第三項中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)

5 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例(昭和三十五年佐賀県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の者及び」を「の者、」に改め、「占める者」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、同条第二項中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

6 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「の者及び」を「の者、」に改め、「占める者」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

参考資料

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。)第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項並びに地方営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第四項(地方営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項により準用される場合を含む。)の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 略
(職員の任期を定めた採用)

第三条 略

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って

改正前

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項並びに地方営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第四項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 略
(任期を定めた採用)

第三条 略

従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することができる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用する

ことができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二十四条第一項の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第九十条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第六条 任命権者は、第二条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が五年に満たない場合にあっては、採用した日から五年を超えない範囲内

(任期の更新)

第三条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が五年に満たない場合にあっては、採用した日から五年を超えない範囲内

において、第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が三年（前条に該当する場合にあっては、五年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては採用した日から三年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 略

第七条 略

（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条

において、その任期を更新することができる。

2 略

第四条 略

（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）

第五条 略

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第四条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条

第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

第九条 第四条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する県職員給与条例第四条、第四条の二、第十条、第十三条及び第十七条の六の規定の適用については、県職員給与条例第四条第六項中「十二月」とあるのは、「十二月（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）については、十二月に相当する期間）」と、県職員給与条例第四条の二中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、県職員給与条例第十条第二項第二号及び第十

第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第四条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

三条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、県職員給与条例第十七条の六中「再任用職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第六条、第六条の二、第十一条の三、第十四条及び第二十三条の二の規定の適用については、学校職員給与条例第六条第六項中「十二月」とあるのは、「十二月(一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)については、十二月に相当する期間」と、学校職員給与条例第六条の二中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、学校職員給与条例第十一条の三第二項第二号及び第十四条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第二十三条の二中「再任用職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

第十条 略

第十一条 第四条の規定により任期を定

第六条 略

めて採用された企業職員に対する企業職員給与条例第十八条の三の規定の適用については、同条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」とあるのは、「一般職の任期付職員」の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の読替え)

第十二条 第四条の規定により任期を定めて採用された現業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第五項の職員をいう。以下同じ。)に対する佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年佐賀県条例第五十九号)第十六条の三の規定の適用については、同条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」とあるのは、「一般職の任期付職員」の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(人事委員会規則等への委任)

第十三条 この条例の施行について必要

(人事委員会規則等への委任)

第七条 この条例の施行について必要な

な事項は、企業職員及び現業職員以外の職員については人事委員会規則で、企業職員及び現業職員については知事が別に定める。

事項は、企業職員以外の職員については人事委員会規則で、企業職員については知事が別に定める。

附則第二項(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(同和教育推進手当)

第十条 略

2 前項の手当の額は、勤務一月につき五千元(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))にあつては、五千元以内で人事委員会規則で定める額とする。

改正前

(同和教育推進手当)

第十条 略

2 前項の手当の額は、勤務一月につき五千元(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、五千元以内で人事委員会規則で定める額とする。

別表第一(第三条関係)

兼務職員の特殊勤務手当区分表

兼務職員の特殊勤務手当の種別	特殊勤務手当の額
----------------	----------

別表第一(第三条関係)

兼務職員の特殊勤務手当区分表

兼務職員の特殊勤務手当の種別	特殊勤務手当の額
----------------	----------

昼間部授業を本務として担当する者の行う夜間部授業又は夜間部授業を本務として担当する者の行う昼間部授業の手当	授業一時間につき千三百十円
舎監兼務(寮兼務を含む。)の手当	業務に従事した月一月につき五千元(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、五千元以内で人事委員会規則で定める額)

昼間部授業を本務として担当する者の行う夜間部授業又は夜間部授業を本務として担当する者の行う昼間部授業の手当	授業一時間につき千三百十円
舎監兼務(寮兼務を含む。)の手当	業務に従事した月一月につき五千元(再任用短時間勤務職員にあつては、五千元以内で人事委員会規則で定める額)

附則第三項(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(退職手当の支給)

第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(退職手当に関し別に条例で特別の定めがある者及び地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」という。))が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

改正前

(退職手当の支給)

第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(退職手当に関し別に条例で特別の定めがある者及び地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。))が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 略

2 略

附則第四項(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(定義)

(定義)

第二条 この条例において「教員」とは、教頭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務)の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)をいう。

第二条 この条例において「教員」とは、教頭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務)の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。

(産業教育手当)

(産業教育手当)

第三条 略

第三条 略

2 略
3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する産業教育手当は、支給しない。

2 略
3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する産業教育手当は、支給しない。

附則第五項(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(定時制通信教育手当)

(定時制通信教育手当)

第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭及び本務として定時制教育又は通

第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭及び本務として定時制教育又は通

信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務)の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事する者には、定時制通信教育手当を支給する。

信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務)の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事する者には、定時制通信教育手当を支給する。

一・二 略

一・二 略

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前項の規定にかかわらず、同項の定時制通信教育手当は、支給しない。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前項の規定にかかわらず、同項の定時制通信教育手当は、支給しない。

附則第六項(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(定義)

(定義)

第二条 略

第二条 略

2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務)の者、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四

2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務)の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十五号

指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(佐賀県立女性センター設置条例の一部改正)

第一条 佐賀県立女性センター設置条例(平成六年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 センターの運営に関する業務
- 二 センターの施設の利用に関する業務
- 三 センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行

わなければならない。

第四条中「センターの管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

第二条 佐賀県立女性センター設置条例の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第四条 センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、センターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(佐賀県解放会館条例の一部改正)

第三条 佐賀県解放会館条例(昭和五十四年佐賀県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(指定管理者)

第五条 知事は、解放会館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 解放会館の運営に関する業務
- 二 解放会館の施設の利用に関する業務
- 三 解放会館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。